

自宅療養者の健康観察体制の強化

入口スキーム

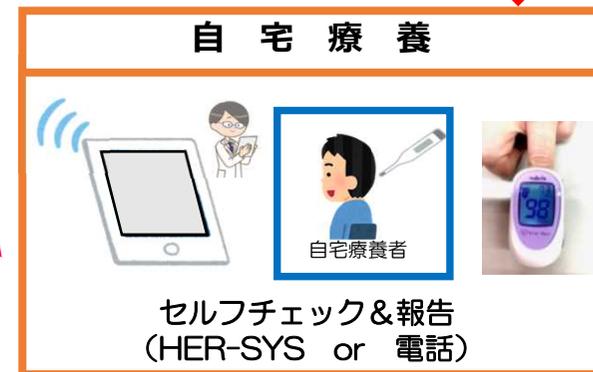
1. 保健所で患者情報取りまとめの上、県庁担当課へ報告
2. 基礎疾患、年齢、症状、家族状況等を参考に、入院 or 宿泊療養 or **自宅療養** へ振り分け



患者の症状連絡・把握

オンライン (HER-SYS)、電話で確認

観察・報告



【保健所】
担当医の決定と
診療の依頼

【各医師会担当医】

各保健所が、**自宅療養患者に対し、担当医を設定。**

(対応)

- ・自宅療養患者への連絡
 - ・薬の処方など
- 万が一、担当医が連絡不可の場合は、Backup体制でフォロー！

【県医師会によるBackup体制】

担当医が連絡不可の場合にフォロー

